

五島市市制施行20周年シンボルマーク等の使用に関する取扱要領

(令和6年3月29日 決裁)

(目的)

第1条 この要領は、五島市（以下「市」という。）が令和6年8月1日に市制施行から20年を迎えることを記念し、市民と一緒に祝いをするとともに、市の魅力（「人」、「自然」、「歴史・文化」等）を全国に発信し、未来に向けて飛躍する新たな出発点となることを目的として実施する各種事業等において、五島市市制施行20周年のシンボルマーク、キャッチフレーズ及び冠名称（以下「シンボルマーク等」という。）を使用する際の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領に定めるシンボルマーク等は、別表のとおりとする。

(使用の承認)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ五島市市制施行20周年シンボルマーク等使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、五島市市制施行20周年シンボルマーク等使用承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

4 シンボルマーク等の使用期間は、令和7年3月31日までとする。

(使用承認申請の省略)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国、県、市及びその関係機関が公用で使用するとき。
- (2) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるとき。

(使用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) シンボルマーク等そのものを商品とするとき。
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第6条 第3条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿って、適正に使用すること。
- (2) シンボルマーク等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) シンボルマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) シンボルマーク等を自己のものとして商標登録を行なわないこと及び他の者に商標登録させないこと。
- (5) シンボルマークは、縦横の比率及び配色を変更して使用しないこと。

(使用内容の変更)

第7条 使用者は、承認された使用内容を変更しようとするときは、五島市市制施行20周年シンボルマーク等使用変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかにその可否を決定し、五島市市制施行20周年シンボルマーク等使用変更承認・不承認通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、五島市市制施行20周年シンボルマーク等使用承認取消書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

- 3 使用の承認を取り消された者が、取り消しによって損害を受けることがあっても、市は一切の責任を負わない。

(実績報告)

第9条 使用者は、事業完了後又は事業期間終了後30日以内に、五島市市制施行20周年シンボルマーク等使用実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(責任の制限)

第10条 使用者の責めに帰すべき理由により、シンボルマーク等の使用に係る事故、苦情等が生じた場合は、使用者において速やかに対処すること。この場合において、市は損害賠償その他一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 第8条第1項各号のいずれかに該当する行為により、市に損害を生じさせた者は、当該損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、決裁の日から施行し、令和7年3月31日をもって廃止する。ただし、第8条から第11条までの規定は、廃止後もなおその効力を有する。

(別表)

| 項目 | デザイン等 | デザイン等の説明 |
|-------------------|--|--|
| シンボルマーク (カラー) |  | <ul style="list-style-type: none"> ・教会と椿とバラモン凧を描き、五島が思い浮かぶデザインとしている。 ・円状につばきの花を配置し、おめでたい雰囲気を出している。 ・「20th」の「t」の部分教会の十字架とかけており、それに合わせて「20th」のフォントも十字架を模している。 ・ばらもん凧の由来から、鬼が「0」に嘔みついているデザインとし、五島市が「0」で止まることなく未来に進んでいくようにという思いを込めている。 |
| シンボルマーク (モノクロ) |  | <ul style="list-style-type: none"> ・ばらもん凧の由来から、鬼が「0」に嘔みついているデザインとし、五島市が「0」で止まることなく未来に進んでいくようにという思いを込めている。 |
| キャッチフレーズ | ありがとう。ハタチになった五島市です。 | 20周年を「ハタチ」という言葉で表現し、感謝の気持ちをストレートに込めている。 |
| 冠名称 | 五島市市制施行20周年 五島市市制施行20周年記念 五島市市制施行20周年記念事業 | |

(注) シンボルマークの縦横の比率及び配色は変更しないでください。

キャッチフレーズ、冠名称の色、フォントの指定はありません。